

平成 19 年 3 月

太宰府市議会総務文教常任委員会会議録

平成 19 年 3 月 8 日 (木) 開会

福岡県太宰府市議会

1 議 事 日 程

〔平成19年太宰府市議会 総務文教常任委員会〕

平成19年3月8日

午前 10 時 00 分

於 全員協議会室

- 日程第1 議案第16号 太宰府市土地開発公社定款の一部を変更する定款について
日程第2 議案第18号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第3 議案第19号 太宰府市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第4 議案第20号 太宰府市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金等支給条例の一部を改正する条例について
日程第5 議案第23号 平成18年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について
日程第6 請願第5号 少人数学級に関する請願

2 出席委員は次のとおりである（7名）

委員長	武藤哲志	議員	副委員長	小柳道枝	議員
委員	片井智鶴枝	議員	委員	後藤邦晴	議員
〃	橋本健	議員	〃	門田直樹	議員
〃	渡邊美穂	議員			

3 欠席委員は次のとおりである

なし

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

総務部長	平島鉄信	地域振興部長	松田幸夫
教育部長	松永栄人	監査委員事務局長	木村洋
議会事務局長	白石純一	総務部政策統括 担当部長	石橋正直
地域コミュニティ推 進担当部長	三笠哲生	総務課長	松島健二
秘書広報課長	和田有司	行政経営課長	宮原仁
税務課長	古野洋敏	納税課長	児島春海
特別収納課長	吉鹿豊重	会計課長	志牟田健次
地域振興課長	大藪勝一	教務課長	井上和雄
学校教育課長	花田正信	社会教育課長	松田満男
文化財課長	齋藤廣之	中央公民館長 兼市民図書館長	鬼木敏光
議事課長	田中利雄	財政課財務係長	平田良富
財政課管財係長	伊藤勝義		

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（1名）

書 記 花 田 敏 浩

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○委員長（武藤哲志委員） 皆さん、おはようございます。

ただいまから総務文教常任委員会を開会します。

今回、当委員会に付託されております案件は、定款の変更1件、条例の改正3件、補正予算1件、継続審査分の請願1件です。

審査の順序は、お手元に配布しております日程の順とします。

それでは、議案の審査に入りたいと思います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第16号 太宰府市土地開発公社定款の一部を変更する定款について

○委員長（武藤哲志委員） 日程第1、議案第16号「太宰府市土地開発公社の定款の一部を変更する定款について」を議題にしたいと思います。

執行部の補足説明を求めます。

財政課財務係長。

○財政課財務係長（平田良富） 今回の定款変更について、補足説明させていただきます。

議案書の37ページでございます。

今回の定款変更の主な理由は、38ページの理由書に書いてありますが、まず一点目に地方自治法の改正により、これまでの「助役」に代えて、「副市長」を置くこととされたこと。

二点目に土地開発公社経理基準要綱の改正により、同要綱が定める財務諸表中にキャッシュ・フロー計算書が加えられたこと。三点目に理事長並びに副理事長の職務及び権限の見直しを行ったことにより、当公社の定款について、一部変更する必要が生じたことによるものでございます。公社の定款変更の手順といたしましては、変更の内容につきまして、1月下旬に県・地方課と事前協議を行い、お手元に示ししております内容で内諾をいただき、その後2月19日の太宰府市土地開発公社理事会の議決をいただきまして、今回、議案として提出させていただいております。変更内容につきましては、資料の「条例改正新旧対照表」の新旧対照表により説明させていただきますが、簡単な字句の訂正等については割愛させていただきますので、ご了承願います。

それではまず、1ページの第5条についてです。公告の場所についてですが、これまで「市役所前の掲示場」としていたものを、「太宰府市公告式条例に規定する掲示場」と条例から引用するよう変更しております。これは、将来、もし掲示場の場所が移動された場合に、定款の変更をしなくてすむようにしたためです。

次に、2ページの第7条第2項、第3項ですが、現行では、理事長は助役のあて職とし、副理事長については理事の中から理事長が指名するものとなっております。今回、自治法の改正に伴って「助役」という文言を変更することに伴い、他市町の状況及びあて職は好ましくない

という県からの指導もありまして、理事長、副理事長とも理事のうちから市長が選任するというように変更しております。さらに第8条第2項で、副理事長の職務に「理事長を補佐し」という文言を挿入いたしました。次に3ページの第12条は土地開発公社の職員について定めたものですが、同条第2項中の職員の解任事項は、任命という文言の中に職を解くという意味も含んでおりますので、あえてここで規定する必要はないため、削除いたしました。

次に、4ページの第17条第4号ですが、こちらが先ほど申しあげました土地開発公社経理基準要綱の改正に伴うものであります。今般経理基準要綱の改正は、土地開発公社として行うべき経理処理の更なる適正化を図るためのものですが、そのなかでも定款の変更に影響するものが「キャッシュ・フロー計算書」の導入であり、このことにより、理事会の議決事項の一つとして、毎事業年度の「キャッシュ・フロー計算書」を追加しております。また、少し飛びますが、7ページの第24条についても同様に、「キャッシュ・フロー計算書」の追加ということです。

以上で主な変更点の説明を終わります。なお、土地開発公社の定款の変更につきましては、「公有地の拡大の推進に関する法律」第14条第2項の規定により、設立団体の議会の議決後、県知事の認可が必要となっております。

以上でございます。

○委員長（武藤哲志委員） 本案についての補足説明が終わりました。本委員会に出されております大宰府市土地開発公社定款の新旧対照表を基本に各委員からの質疑を行います。

それでは、1ページの第5条、公告、こういう部分について委員から質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（武藤哲志委員） 第7条の第2項、理事長、副理事長は市長が選任するという説明があり、同じく第8条の第2項に副理事長は理事長を補佐するという形での定款の変更がありましたが、これに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（武藤哲志委員） それでは第12条について、「職員の任命及び解任は理事長が行う」を、「職員は理事長が任命する」という説明がありましたが、これに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（武藤哲志委員） それでは4ページの第17条の毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書についての説明がありましたが、それと同時に「規定の制定又は改廃」ということ、廃止が改廃に変わりましたが、これに対する質疑はありませんか。

門田委員。

○委員（門田直樹委員） キャッシュ・フロー計算書ですけど、いわゆる入札なんかでも指名業者はこういうものを整備するような指導というか法制化されたのか、があつてると思いますが、

行政としてはこういうふうなキャッシュ・フロー計算書をどういうふうに活用するのか、メリット等ありましたらお聞かせください。

○委員長（武藤哲志委員） 財政課財務係長。

○財政課財務係長（平田良富） 公社の分でこれはあくまで決算状況を分かりやすくするといいますが、一般企業が入れておりますような形に財務諸表、計算上分かりやすくということで入れております。行政ではあまり入れてないんでしょうけれども、一般的なものでそれに倣うようにということで入れております。

（総務部長「委員長」と呼ぶ）

○委員長（武藤哲志委員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） 一般会計の方では、今もう予算そのものは大福帳みたいな形で収入支出が載っているだけですね、今後は地方自治法の改正が予定されておりますけども、この貸借対照表とか、財産目録とか、そういう計算表、そういうものも見てキャッシュ・フローも含めて現金の動き、実際に資産と負債がどうあるかということをやはり市民に知らせるべきであるというような方向には今なっていますけど、現実的にはそこまで義務付けられておりませんが、方向性としては門田委員が言われるような方向に持っていこうというようなことはあるようでございます。

○委員長（武藤哲志委員） 先日、県下の土地開発公社の財政報告が新聞報道されておって、太宰府市の部分についてもそうですが、太宰府市の場合は保留地の処分というのはあまりないと、赤字でも、赤字は41万なんぼという報告がなされておりましたけど、県下の中の土地開発公社の健全運営の中には入っているというふうに行政側としては受け止めているんですよ。

総務部長。

○総務部長（平島鉄信） そのとおりでございまして、内部留保金も多くのお金がございしますので、健全財政を保っているというふうに考えております。

○委員長（武藤哲志委員） 先日、県下の土地開発公社の状況が新聞報道されておまして、皆さん目を通されたとは思いますが。

それでは進みます。

6ページをお開きいただきたいと思います。委員長報告の中で議員から質疑があった時に答えなくてはならない問題がありますが、この資本金の500万円というのは以前から同じなのか、当初設立の段階から増加してきているのか、基本財産額は500万円になっていますが、これの変更は財政課財務係長ありますか。

財政課財務係長。

○財政課財務係長（平田良富） 設立当初から500万円は変わっておりません。

○委員長（武藤哲志委員） それでは先ほど第24条で門田委員からキャッシュ・フロー計算書が今後財務諸表として提出されるということと、各年度の決算は全議員に土地開発公社の資料として報告されておまして、質疑ができるようになっておりますし、決算特別委員会、予算特別

委員会でもできるようになっておりますが、全般的にこの太宰府市土地開発公社定款変更について、全般的な質疑がありましたら許可します。

片井委員。

○委員（片井智鶴枝委員） この土地開発公社経理基準要綱の改正というのは参考までにいつなされたのかお聞きしたいんですけども。

○委員長（武藤哲志委員） 財政課財務係長。

○財政課財務係長（平田良富） 申し訳ございません、細かい日付までは覚えておりませんが、平成18年中に行われております。

○委員長（武藤哲志委員） 片井委員。

○委員（片井智鶴枝委員） そしたら、この基準要綱に沿って太宰府市の条例も改正がなされたら受け止めてよろしいですね。

○委員長（武藤哲志委員） 財政課財務係長。

○財政課財務係長（平田良富） はい、それに伴いまして変更ということで。

実はこれ変更は福岡県の方から特に要綱が改正されたからといってすぐに改正する必要はないと、そういう運用はやっていていいと、何か大きな定款の変更がある時に入れてくださいということでしたので、今回この改正に伴って入れさせていただいたような次第でございます。

○委員長（武藤哲志委員） ほかに委員から質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（武藤哲志委員） 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第16号についての討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（武藤哲志委員） これで討論終わります。

採決を行います。

議案第16号を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手です。

したがって、議案第16号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前10時14分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第18号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○委員長（武藤哲志委員） 日程第2、議案第18号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。それでは、議案書50ページ、51ページ、新旧対照表については9ページをお開きいただきたいと思います。まず新旧対照表の方が説明を受けるときに分かりやすいと思いますので、まず新旧対照表から執行部の補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（松島健二） それでは議案第18号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」補足説明をさせていただきます。新旧対照表の9ページから11ページをご参照いただきたいと思います。今回の改正につきましては、第5条から第6条につきましては国家公務員の例に準じまして条文等の整理を行っておりまして、現行の第5条第4項と第5項を改正案では第6条第1項と第2項に、また第5条第7項を改正案では第6条の第9項に、また、現行の第5条の2を改正案では第6条の2といたしまして、見出しの変更や条立ての見直しを行っているところでございます。

次に第10条の第3項でございますが、扶養手当につきましては現行では扶養親族のうち2人までについてはそれぞれ月額6千円、その他の扶養親族については1人について月額5千円でございますが、これも国家公務員の例に準じまして扶養親族1人につき月額6千円に改めるものでございます。つまり扶養親族3人目以降につきましても1人につき月額6千円となるものでございます。

次に別表、行政職給料表の改正についてでございますが、新旧対照表の14ページをお願いいたします。職員の給料については条例で決められるようになっておりまして、平成18年4月1日から実施されました給与構造改革によりまして、国家公務員の例に準じて新給料表に移行いたしております。1級から7級までとしているところでございます。しかしながら、この改革による給与抑制の幅は大きく、また、実質的に昇給が停止となるなど、これまでの昇給ラインが保てない状況となったため、今回既に平成18年4月に実施をいたしております福岡県及び近隣市の水準に合わせた形で4級、これは主任主査、係長級でございますが、4級に12号級、5級、参事補佐級でございますが、これに8号級の継ぎ足しを行い、その最高号級に達するまで昇給させることができるようにするものでございます。なお施行につきましては平成19年4月1日を予定しておるところでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（武藤哲志委員） ただいま、補足説明が終了しました。これから質疑を行います。議案第18号についてまず説明を受けました10ページをお開きいただきたいと思います。第5条の3、昇給の基準というのが第5条の2として初任給、昇格、昇給等の基準というのが改正されておりますが、ここについて委員から質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（武藤哲志委員） それでは、条文の関係で8項、9項について、そして、第6条も再任用の部分が新たに出されておりますが、これに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（武藤哲志委員） それでは扶養手当についての、ただいま総務課長から3人目以降については6千円という説明がありました。

これに対する質疑はありませんか。



(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(武藤哲志委員) それから、給料表について、47歳以降についての昇給がストップされるというか、現行と改正の関係では最大125号級まで設けられておりますが、特に14ページの5級職、6級職の号級で94号級から105号級、それから86号級から93号級を改正したいという状況です。金額的には左の表と比べてですが、参考までにもう少し総務課長、大体このくらいの号級がありますが、私どもよく分からないのは、これだけの号級に上がっていくというのは基準的にはどんな状況で、事務的な問題もあると思うんですが、まず2級職が125号級までくらいあるんですが、どの辺で2級から3級に上がり、4級から5級に上がっていく。そしてこの号級という数字になっていくのか、細かく書かれているようですが、ちょっと私の方はそういう職員給与関係についてはよく分からないところがありますので、もう少し、あなた方の給与の問題ですけど、もう少し知っておく必要がありますので、説明をしていただくと助かるんですが。

総務課長。

○総務課長(松島健二) まず1級につきましては、1級在職、これ高卒の場合は1級の9号級から始まります。大卒の場合が1級の29号級から始まるようになっております。という初任給の格付けがございます。それで1級の場合が在職5年を経過いたしますと2級に上がります。

○委員長(武藤哲志委員) その時に2級は今、高校卒業で14万2,800円が5年後に2級では何号級になるんですか、そのまま2級の9号級になるということになるんですか。

総務課長。

○総務課長(松島健二) その前にちょっと基本的なところで全体的にご説明させていただきますと、まず1級を在職5年いたしますと2級に上がります。2級在職4年を経過いたしますと3級に上がるということになります。3級の在職がこれは概ねということになるかと思いますが40歳を目安に4級に上がると。4級は係長級でございます。5級は参事補佐級ということになりますのでこのポストに上がることによって3級から4級、4級から5級に上がっていくというような形になります。

○委員長(武藤哲志委員) もう一つ説明いただきたいのは、それではこれだけずっと号級があるんですよね、この号級というのは大体1年ごとなのか、半年ごとなのか、この号級、こんな125号級までというのはあり得ないと普通は思うんですよね。

総務課長。

○総務課長(松島健二) 昨年の4月1日から給与構造改革によりましてこの新給料表に移行いたしておりますが、その前までは1年大体1号級上がっていくようになっておりましたが、この改正によりまして、概ね基本的には1年で4号級、昇級をするということになります。それで、平成23年度を目処に人事評価制度を取り入れなさいというような国の指示がっておりますので、この人事評価に伴いますところの評価によりまして今まで1年で基本的に4号級昇給していたものが2号級になったり4号級になったりというような幅を持たせているというよう

な状況がございます。まだ今、太宰府市では人事評価制度を取り入れるために現在、調査研究を行っているというような状況でございます。

○委員長（武藤哲志委員） 今、総務課長から給料表について説明がありました。高校卒業した場合は1級の9号級で14万2,800円、大学卒業の場合は1級の29号級で17万6,800円、それが5年後に2級になりまして、19万8,000円と23万5,700円、7年後には3級に上がると。そしてその段階からは1年に4号級昇給すると、それから平成23年度以降については人事評価によってそのまま昇給停止になるか、上がっていくか、下に下がることはないんでしょ。

総務課長。

○総務課長（松島健二） 下がることはございません。現状維持が最低でございます。

○委員長（武藤哲志委員） だから、こういう形で上がってその部分で評価されて、号級が決められても、上げるか、上げないかは人事評価で上げていくけどそこから給料が下がることはないということでもいいでしょうか。

総務課長。

○総務課長（松島健二） それで、今の答えでございますが、最低現状維持と言いましたが、最低で1号級は上がります。

○委員長（武藤哲志委員） 最低で1号級だけ上がる。

（総務課長「はい」と呼ぶ）

○委員長（武藤哲志委員） 普通は4号級上がるんだけど、評価されてそれが人事評価で上がっていく場合もあれば、役職者にして係長になるか、参事補佐になるかによっては4級職になったり5級職になったりという評価が平成23年度から実施をされるという形の受け止めでいいでしょうか。

総務課長。

○総務課長（松島健二） はいそのとおりでございます。

○委員長（武藤哲志委員） 今、分かりやすく、今までになかった行政職給料表について総務課長から説明を受けました。委員の中から新旧対照表の9ページ、10ページ、10ページの内容を今分かりやすく説明を受けたところですが、委員から質疑がありましたら許可します。

橋本委員。

○委員（橋本健委員） 職務給のところですけど、大体4級で係長という役職だということおっしゃいました。その他大体の目安といたしますか、6級、7級こういったところの役職、決まっていると思うんですが、もう少し詳しく教えていただければと思いますが。

○委員長（武藤哲志委員） 総務課長。

○総務課長（松島健二） 6級が課長職、7級が部長職ということになっております。

○委員長（武藤哲志委員） 渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） この改正によって、人件費総額にどれくらいの影響があると今試算されていますか。

○委員長（武藤哲志委員） 総務課長。

○総務課長（松島健二） 現在、新給料表に移行いたしましたして、移行した時に既に過去にもらっていた給料と新給料表に移行いたしますとほとんどの職員でマイナスという形になっております。それで給料はどうかと申しますと、今までもらっていたもの、いわゆる現給保障と申しておりますが、その給料でもらっております。その現在の給料と現給保障の差が多い人で4万なんぼ、少ない人でも1万なんぼというような形になっておりますので、この給料表を適用することになりましても、現給保障の内という形になりますので、予算措置については必要ないというふうに考えております。

以上です。

すいません。現時点での予算措置は必要ないということでございます。

○委員長（武藤哲志委員） そうすると・・・。

総務部長。

○総務部長（平島鉄信） 給料の改正が大幅に行われました。一つは給与を引き下げることです。もう一つはその引き下げた給与でも能力のある人は上げていきましょと。能力のない人は下げていきましょというような制度の二つになっております。先ほど言いましたように一番仕事の能力がないと認められた人は1号級、反対にあるというふうに認められた人は8号級上がります。というふうな制度になって民間で言うような能力給という形になっております。大体私たちが非常に改正の時に組合の方と交渉もめたんですけど、4.8%くらいの減額の給料表になっています。しかし今もらっているのを下げるとするのは、生活の保障という憲法で約束されていますので、下げられません。ですから下げない代わりに実際の給料は低いんだけどもらっている給料までは昇給は、現物保障はしませんよという形の保障という形で今、総務課長が言ったように最高4万円くらいあるということです。見てもらったら分かるように部長さんで言うと46万円以上はいくら早く部長さんになってももらえないと。課長さんですと42万5,000円です。参事補佐と係長についてはかなり低く押さえられていますので県下でも少し継ぎ足しやっていますので少し同じような形でしましょと。役職に付かない場合は35万7,200円で定年を迎えるとそういうふうに厳しい給与に今回改正されているということです。ですから4.8%給料は下がっていますけどそこまでは現給保障ですけども、予算は下がりますが、じわっとそれが効いてくるという形でもう私たちは定年まで、ここに座っている方ほとんど定年まで昇給がないというふうに考えていますので、そういう人件費の抑制はあるというふうに考えています。

○委員長（武藤哲志委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） 今、総務部長の説明の中で人事評価制度ですかね、それはどなたがなさるんですか。前も質問があったような記憶があるんですが。外部なのか、内部なのかということの質問があったと思うんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（武藤哲志委員） 総務課長。

○総務課長（松島健二） 現時点では複数の委員さんに、担当課だけでは実際に機能するのが難しいところもありますので、全庁的なプロジェクトみたいな委員さん等を選出した中で論議とかを重ねながら成立に向けての検討を行っていきたいというふうに考えております。

○委員長（武藤哲志委員） この問題について私が質問した経過があるように、総務課、まちづくり企画課、財政課とかという大変忙しくて、能力も要求されるけど、職員の中でも目立たない課というのいろいろ出てくるんですね。だから先ほども小柳委員が言われたように評価はものすごく難しいと思うんですよ。職員の配置された課の中で、財政課だとか総務課とかまちづくり企画課とかは本当に残業せざるを得ないようなところもあるだろうし、残業しないでいいところもあるけど、その評価は内部でやるのか、内部の中でも難しいと思うんですけど、そこは平成23年度から人事評価やるということですけど、具体的な基準作りは行っているんですか。この職員給与についての評価をどうやっていくのか。

総務課長。

○総務課長（松島健二） 現時点では他市の状況等そういうふうなやり方手法そういったものの情報の入手を行っております。それに基づいて一つのたたき台と申しますか、そういうものを作りながら、これを基に内部の検討委員会等を立ち上げた中で判断をしていきたいというふうには考えております。

○委員長（武藤哲志委員） 今、私どもこの不況の中、一番攻撃を受けております職員の、真面目に一生懸命しているんですが、職員の給料が高いとか、議員の報酬が高い、市長の報酬が高い、いろいろ出されているようですが、これを見ますとそんなに高くはないんですけど。こういう状況の中で提案されておりますが、委員の中から再度質疑がありましたら。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） もう一度確認しておきますけど、これも含めて前回の条例改正の時に一応職員を代表しているのは組合になると思うんですけど、一定の合意は取ったということで確認しててよろしいですね。

○委員長（武藤哲志委員） 総務課長。

○総務課長（松島健二） この件につきましては合意をいたしております。

○委員長（武藤哲志委員） 職員組合とは合意ができていると。それからもう少し私も分からないところがありますから、補足説明いただきたいんですが、14ページに再任用職員、今後資料もありますようにこの5年ぐらいの間に再任用職員がたくさん出てくるような状況だと思いますが、この再任用については少なくとも5、6、7級職の最高額が29万5,000円、32万1,100円、36万4,600円という形になるんじゃないかなと、いうふうに、最低でも27万9,400円。これについては期末勤勉手当、それから交通費といろいろ職員には先ほども前段で論議をしましたが、扶養手当とかいろんな部分がありますが、再任用者には支給される基準としてはもうこの金額だけなのかどうか、何が該当するのか、期末手当があるのか、期末勤勉手当の部分だとか、交通費だとか、扶養手当とかありますが、再任用者に対する支給基準的な部分について補足説明

を受けておきたいと思います。

総務課長。

○総務課長（松島健二） 期末勤勉手当というのはございます。交通費・・・。

○委員長（武藤哲志委員） 期末勤勉手当、交通費はあるんですか。

（総務課長「はい」と呼ぶ）

○委員長（武藤哲志委員） これも職員の例によるんですかね。

総務課長。

○総務課長（松島健二） 基本的には職員の例によるようにはなっております。

○委員長（武藤哲志委員） そうすると期末勤勉手当、交通費が再任用の2年間についてはあると  
いうことで。扶養手当はないんですね。そしたら。

（総務課長「ちょっと調べて後でお返事させていただきたいと思います」と呼ぶ）

○委員長（武藤哲志委員） ここで暫時休憩しますので、一番私ども心配なのは今から先再任用の  
方がいっぱい出てくるんですよね、嘱託職員になれば期末勤勉手当も交通費もないと言う状況  
がありますが、今後再任用の方が出てきますので、再任用者に対する条例に基づく制度的なも  
のも。ちょっと11時まで休憩させてください。

午前10時41分 休 憩

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時00分 再 開

○委員長（武藤哲志委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

特に今後、再任用者が5年くらいの中に60名近く退職しますし、特にこの再任用職員の給与
問題についても議会としても内容を知っておく必要もありますし、その辺、総務課長から再度
報告を受けておきたいと思います。

総務課長。

○総務課長（松島健二） 先ほどの再任用職員の手当等、支給されるものにつきましては、期末勤
勉手当、地域手当、通勤手当となっております。

以上でございます。

○委員長（武藤哲志委員） 扶養手当はないということですね。

総務課長。

○総務課長（松島健二） はい、扶養手当と住居手当がございません。

○委員長（武藤哲志委員） ない。

総務課長。

○総務課長（松島健二） はい。

○委員長（武藤哲志委員） 今、総務課長から再任用職員についての説明を受けましたが、委員か
ら質疑はありませんか。

（小柳委員「一つだけいいですか」と呼ぶ）

- 委員長（武藤哲志委員） 小柳委員。
- 委員（小柳道枝委員） この再任用制度なのですが、週何日か決まっているんですか。
- 委員長（武藤哲志委員） 総務課長。
- 総務課長（松島健二） 基本的なところでは週3日ということで捉えております。
- 委員長（武藤哲志委員） そこが一番問題ですよ。3日来てもらって仕事しているが、積み残すと、それがはかどらないとか、だからやはり再任用者が週3日となってくると、ここの金額が少なくとも6割ぐらいの支給になるんじゃないですか。
- 総務課長。
- 総務課長（松島健二） 再任用職員の欄に出てます数字がありますが、この5分の3という形になってきます。
- 委員長（武藤哲志委員） 5分の3。そうすると、せっかく再任用を受けたものの、週3日ということになってくると、仕事も社会教育課なんかというのは簡単にいかないと思うんですよ。再任用職員で社会教育課に配置されたりすると。どこの課でもそうですけど、やはり普通どおり職員と同じような仕事をしてもらって、業務を処理していかないと、週3日というのは続けて3日出てくるのか、週に5日出てくるのかで、再任用を週に3日という基準はどこから持ってきたんですか。再任用を週3日にするという規定か何かあるんですか。
- 総務課長。
- 総務課長（松島健二） 規定ということではございませんが、基本的にこの再任用制度につきましては、年金の支給時期が60歳から最高65歳までの形となっております、その空白期間を埋めるための一つの手法というふうに捉えております。そういったことで現在2年、3年という形で再任用の任期が決まっているわけですが、この間につきましては60歳から共済年金の基本額はもらえます、十二、三万円になろうかと思いますが、それと再任用で勤務した分の給与、それを合わせますといわゆる年金の満額もらえるというような状態と同じような状況が作れるといったもの等勘案した中でやっております。それで、あまり再任用で勤務した給与そのものが大きくなりますと、その分、税金等の関係もあるということでこういうふうな形で現在行っているという状況でございます。
- 委員長（武藤哲志委員） 税金はたくさん払ってもらえればそれはありがたいことですが。国民年金、厚生年金と同じように繰下げ、繰上げという制度があるんですね。年金の場合は。早くもらえばずっと下がったまま。繰上げていけば、もらう年金が後から多くなるという部分ですが。共済年金はその制度的には繰下げ、繰上げには該当しないんですか。
- 総務部長。
- 総務部長（平島鉄信） 共済制度にもあります。この再任用制度はですね、基本的には週5日の勤務をしますと、職員定数はそのままカウントされます。ということは新しい職員はもし全員が再任用すると職員は雇えないという形になります。その辺は今総務課長が言いましたように、経験豊かな職能を生かすために一つと、もう一つは年金額が約半分ぐらいになりますの

で、もらうまで。私たちが4年間半分になります。その間の保障、経験を生かして年金も保障するという形の制度がいいだろうということ、基本的には週3日間の勤務がいいだろうと。これをオーバーしますと、年額400万円を超しますので、そうすると今度は共済からの半分の支給の金額は減らされるということもあります。そういうことで組合の方といろいろ検討しましたら、3日間の方がいいでしょうと。職によっては5日間どうしてもという場合はそういうことも考えなければいけないというふうに考えています。そういうことからこの制度が始まっていますので。そして今言いますように仕事がやはりうまく回らないといけないということで、再任用2人で1人前の仕事ができるような体制作り、或いは勤務時間を3日ということではなくて、午前中毎日出てきてもいい、昼から毎日出てきてもいい、週何十時間という、3日間の時間ですね、そういうふうな時間がわりと融通がきくような勤務体形にもしてもいいというふうにしておりまして、仕事もスムーズに行く、年金の将来もらえる金額の相当額にもなるように、或いは今の年金が引かれなような、そういうふうな形でいかがでしょうかというふうなことで職員には申しております。

以上でございます。

○委員長（武藤哲志委員） そうすると繰下げ、繰上げには該当しないということですか。

総務部長。

○総務部長（平島鉄信） 繰上げをされるとその分だけ余計に先にももらえるということになります。そのかわり、今度は本当に私が64歳から満額もらえるのが一割、二割なり減るという形に今度はなってしまうので、その選択は個人でもいいというふうに考えています。

○委員長（武藤哲志委員） だからそこですよ、長年勤めてきて満額もらえるというものと、一度早めにもらうとずっと減額になったまま、ただし再任用期間の部分で61歳からもらったとか、62歳からとかあるんでしょうけど、そこに大きな違いがあるんだからね、だから今65歳、70歳になっても働きたいと、収入を得たいというのが実態だと思うんですけど。早めにもらえば、その分だけカットされますよということになってくるとそこに職員の不安も出てくるんじゃないかと思うんだけどね。

（総務部長「委員長」と呼ぶ）

○委員長（武藤哲志委員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） 何もしなければ約半分ぐらいは61歳から来るんですね。そして年齢によって違いますが、私の例ですと64歳から満額もらえます。22万円前後ぐらいもらえると思います。満額もらうまでの4年間は再任用で今までの経験を生かしませんかと、そして、再任用の金額全部もらうと、半額もらっている分が差し引かれますので、64歳までは週5日間働かなくても徐々に体を慣らしていくということも必要ですので、週3日ぐらいでいかがでしょうかというふうに提案をしているわけですね。それでは足りない、再任用の金額13万円もらって、年金の半額支給額13万円もらって、合わせて26万円もらっても生活できないという方については繰上げの年金をもらうという形ができますよと。そうすると、例えば半額の分が3分の2も

らうという形になると13万円プラスの例えば16万円ぐらいもらって、合わせて29万円ぐらいになりますよね。しかし今度は満額もらう時、その方は年額23万円もらえるところがずっと20万円しかもらえませんかという形になります。どちらを選択するかは個人の生活状況だというふうに考えています。だから再任用したからといって年金が減るとかそういったことではございません。

○委員長（武藤哲志委員） 2年間、これだけの説明を受けたように期末勤勉手当や地域手当、通勤手当があって、これだけの再任用の部分で頑張ってもらおうということであればいいけど、年金が将来、再任用が切れてしかも65歳からとなった時に、年金も額が少なくなった、全く収入がなくなって、年金も少なくなるという状況が生まれるんじゃないかというふうに私の方は説明を受けてるところなんですけどね。

総務部長。

○総務部長（平島鉄信） 先ほど言いましたようにそれは繰上げの支給を受けなければ年金額は減らないということになります。

○委員長（武藤哲志委員） その代わり生活はできんでしょう。

片井委員。

○委員（片井智鶴枝委員） 年金との兼ね合いもあると思うんですけど、週3日の勤務でもいいからと再任用を受けたいという職員の希望と実際に採用できる数というのはどんなふうになりますでしょうか。

○委員長（武藤哲志委員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） それが一番頭の痛い部分でございまして、再任用をするかしないかという希望をまず取ります。そしてその人が十分働けると、健康的にも心身的にも働けるということであればできるだけ希望に沿うように再任用をしましょうという形にします。再任用先は委員長が言われるようにフルタイムではありませんのである程度工夫をしないとできないところがあると考えておりまして、そういうふうに適したところでどうだろうかということで、現在のところは徴収事務についてはある程度こういうふうにどここの地域をということで任せられますので、今採用しています。社会教育の方も団体との行事がある時に勤務していただくということが出来ますので、そういう所に1名配置したりしておりまして、そういうふうな時間に都合がつくとか、そういうふうな所にできるだけ配置をして有効活用を図っていきたいと思っておりますが、これが私どもになりまして30人にも、40人にもなりますとそういう職場があるのかなというようなことで今私たち非常に悩んでおりまして、そういう職場をもう少し広めていかなければいけないなど、そういうふうな考えで検討しているところでございます。

○委員長（武藤哲志委員） 小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） 今、総務部長の説明で、配置部署ですよね、でもその配置部署において再任用、今3日間、説明受けましたけども、3日間の分の時間で毎日来てもいいとかおっしゃるんですが、その部署においては担当職員との兼ね合いはうまくいくんでしょうかね。

○委員長（武藤哲志委員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） これはうまくいってもらわなければいけないというふうに思っていますが、一番心配していますのは係長さん以下ですと実務を十分知っておりますのでスムーズに入っているのかなというような気がいたします。問題なのはここに座っております管理職以上についてですね、いきなり窓口にあって、パソコンを使って住民票出しなさい、印鑑証明出しなさいというのができるのかどうか。私たちも役職を取って今回は仕事内容によって3級に該当するのとか4級に該当するのとかという、職務内容によって違いますのでその辺の考慮が必要だろうと思っています。一番問題なのは管理職の再任用をどうするのかというのが少し頭が痛いというようなことをございますけど、ある程度こうなったら一職員に戻って頑張ってもらわなければいけないと、そういう覚悟を決めてくださいということは常々私は申しております。

○委員長（武藤哲志委員） あなた方の退職後の生活をどうするかという大きな問題なんですよ、私の方としては再任用者が定数の問題があるとか言うけど、現在太宰府市は定数割れしているしね、退職した後に給与は半額近くになった上に、それもまた週3日勤務ということになってくるとそれもまた5分の3ということになってくると、生活というのは今大変厳しい状況ですから、やはり私ども議会としては職員の今後の生活をどうするのか、辞めたら知らないというわけにはいきませんのでね、以前はこういう制度がなかったから、私ども歴代の市長、助役も是非、嘱託で頑張ってくれないかと、いろんな外郭団体とか、市の関係機関で一つ頑張ってもらいたいとか、そういう配慮がなされてきた時代もありますけど、今そういう状況ではなくて、大変厳しい状況の中で、唯一残っている再任用制度をどういうふうに活用していくかということを議会としても論議しておかないと、今聞いてみると退職した後もなかなか厳しい状況で再任用受けても働きにくいような状況を感じるんですよ、これを見るとね。内部的にはそこいらもう少し検討もしていただいて、長い間貢献してきた素晴らしい能力をやっぱり再任用の期間だけは生かしていただきたいとは思っていますよ。大変職員の給与問題ありますが、再度委員から質疑もれがありましたら許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（武藤哲志委員） これで質疑を終わります。

これから討論、採決を行います。

議案第18号に対しての討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（武藤哲志委員） これで討論終わります。

採決を行います。

議案第18号について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手です。

したがって、議案第18号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前11時16分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第3 議案第19号 太宰府市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について**

○委員長（武藤哲志委員） 日程第3、議案第19号「太宰府市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。議案書57ページをお開きいただきたいと思います。それから、新旧対照表については15ページをお開きください。

それでは執行部の補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（松島健二） それでは議案第19号「太宰府市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について」補足説明をさせていただきます。この改正は第17条第1項中の「定額」を「額を限度として実費額」に改めるものでございます。

この改正の理由といたしましては旅費は本来実費を弁償するものでございます。近年、特定の地域にはなりますが、航空運賃と宿泊料がセットになりました「宿泊パック料金」などが普及してきております。このパック料金は通常の運賃に比べますとより安く、安価で購入できるようになっております。そういったことで、このことを含めまして今回旅費の支給の見直しを行うものでございまして、宿泊パック料金の場合につきましては、宿泊料を差し引いた金額を交通費、航空運賃等でございますが、それとみなして計算をするというように改正をさせていただきますと考えております。

以上でございます。

○委員長（武藤哲志委員） ただいま説明を受けました。委員から質疑はありますか。

もう少し、説明を受けただけなんです。そのパック料金というのはどういう形で、急遽、1ヶ月先とかというのであればそういう形もできますが、パックでという状況の手配とか、旅行社が前もって年間通じていろんな安いものを持っておって利用しているとか、いろいろあるようですが、こういう安い単価の取得方法についてはどういうふうに考えられているんですか。

総務課長。

○総務課長（松島健二） これは旅行に行く時の日時と時期等がいろいろありますので、一概にこの料金が適用になるとは考えておりません。ただ期間的に余裕があつて、そういうふうなものが入手できる場合について、この制度を適用させていただきたいということでございます。

○委員長（武藤哲志委員） もう一つ、宿泊料の内容の中で、行政視察についても、職員の出張もそうですが、表現上、旅行というのは、夜間数という表現は好ましくないというふうな感じがするんですが。この字句の修正というのはできないんですか。当然、議会だつて出張とか、研修とか。旅行という表現はあまり好ましくないような感じがするんですが。旅行日数に応じてという表現ならば、また旅行日数というのもおかしいですね、出張、研修日数に応じ宿泊の

区分の宿泊料は別表の限度額の実費とするというような。何か旅行というとなんかこう表現上好ましくないような気がするんですが。慰安旅行と間違えられたら困りますから。だから、公務員や私ども公務であれですからね。公務中の日数に応じというような表現ができないのかどうか。

総務課長。

○総務課長（松島健二） この旅行という表現でございますが、これは旅行法というのがございまして、国の方で決められている法律でなんでございまして、その中で国内旅行の旅費はというような文言の表記がされております。そういったことで、それに準じたような形で文言を持ってきているものだろうというふうに思っております。委員長言われた件につきましては他市等の状況も見ながら検討をさせていただきたいと思っております。

○委員長（武藤哲志委員） この部分については、公務中の日数に応じと、あくまでも公務だと思うんですよ。市民はこれを見た時には旅行という形で観光旅行みたいな表現にも受け止められるから、やっぱりその辺は改正案について、字句は修正をされた方がいいんじゃないですかね。私ども議会の中でも研修という行政視察についてはあくまでも研修ですから、旅行じゃありませんし、宿泊施設についてもいまだかつてそういう温泉地にはもう何十年泊まったことありませんし、表現上の関係では公務中のというような表現の方に変えていただけるようにちょっと内部検討してください。

総務課長。

○総務課長（松島健二） この条例の中の第1条に趣旨というのがうたわれておりまして、これはあくまでも公務のために旅行する職員というような文言が表記されておりますので、ここから入ることになりますとこの用い方でもおかしくないのではないかとこのように思いますが、先ほど申しましたように他市等の状況を見ながら検討をさせていただきたいと思っております。

○委員長（武藤哲志委員） だからあくまでも公務中の日数で実費とするという形でできるだけ安い費用の宿泊料や交通費でという内容は分かっておりますが、文書上については将来、他市の状況も検討いただくと。

他に委員から。今、補足説明を総務課長から受けましたが、委員から質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（武藤哲志委員） それでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第19号に対する討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（武藤哲志委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第19号について、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手を願います。

（全員挙手）

全員挙手です。

したがって、議案第19号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前11時24分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第20号 太宰府市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金等支給条例の一部を改正する条例について

○委員長（武藤哲志委員） 日程第4、議案第20号「太宰府市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金等支給条例の一部を改正する条例について」を議題とします。まず、新旧対照表の16ページ、17ページの方が分かりやすいと思いますので、お聞きいただき、議案については58ページ、59ページです。それでは改正内容についての補足説明を。

総務課消防・防災担当課長。

○総務課消防・防災担当課長（武藤三郎） それでは議案第20号「太宰府市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金等支給条例の一部を改正する条例について」の補足説明をいたします。

今回の改正内容につきましては、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成18年9月26日に公布されました。そういうことが同日施行されたことに伴いまして条文の整備を行うものでございます。

以上でございます。

○委員長（武藤哲志委員） 今、総務課消防・防災担当課長から政令改正に基づいて、改正内容については、16ページの第6条、線を引かれておりますが、太宰府市の消防団員に係る損害補償の基準を定める政令、昭和31年政令第335号、以下政令により第9条及び第9条の3、第2項の規定の例によるということと備考欄の1、障害等級は政令別表3に定める障害等級によるということと、2に障害等級及び金額の決定については政令第6条第5項から第8項、こういう状況での法律の改正に基づくものだ。今日まで太宰府市消防団の賞じゅつ金は該当がありますが、そういう殉職者、障害者についての例は過去には1件もないということではないでしょうか。

総務課消防・防災担当課長。

○総務課消防・防災担当課長（武藤三郎） はい、よろしいです。

○委員長（武藤哲志委員） ただいま、総務課消防・防災担当課長の方から賞じゅつ金については消防団長、消防団員の退職がありますが、そういう殉職者、障害者については今日まで例がないということです。それでは、説明を受けましたので、委員から質疑がありましたら。

橋本委員。

○委員（橋本健委員） 功勞の程度による支給額とございますけれども、功勞の程度というのはどういう基準があるのか、それとどなたがそういう程度を判断されるのか、お尋ねしたいと思います。

○委員長（武藤哲志委員） それでは総務課消防・防災担当課長、現在の消防団員の加入年齢、そして加入されて、団員から班長から分団長、団長、そういういろんな部分の年数的なもの、それによる、例規集に具体的に消防団の退職賞じゅつ金というのものもあるんですが、簡単に分かる内容で報告を受けたいと思います。

総務課消防・防災担当課長。

○総務課消防・防災担当課長（武藤三郎） 功勞の程度と申しますか、今現在消防団員は定数条例で250人、実際246人消防団員はいます。この功勞の程度と申しますのは、先ほど言いました団長、副団長とかの階級ですね、それから分団長、そういった階級。そういう内容。それから消防団に所属した年数そういうことで判断されます。

○委員長（武藤哲志委員） 一番最高額でも50万円くらいだったでしょ。最高の賞じゅつ金というのは。最高でも50万円くらいではなかったですかね。ちょっと今、例規集のページ数が分かりませんが。それから消防・防災担当課長、これは別表第1の第3条関係平成7年条例24・全改正ということですが、消防活動で障害者になった場合、これは1回きりで、後は個人が加入している年金制度による障害年金は継続してもらえらるけど、これは1回きりだということを受け止めていいでしょうか。

総務課消防・防災担当課長。

○総務課消防・防災担当課長（武藤三郎） はい、そのとおりでございます。

○委員長（武藤哲志委員） 例規集の中に消防団員の年数により賞じゅつ金とかそういう退職年金の制度がありますので、参考にさせていただくということで。

それでは再度、委員から質疑はありませんか。

橋本委員。

○委員（橋本健委員） 障害等級の第1級の中で、その支給額がございまして、500万円以下、2,060万円以上という表現がありますよね、これどういうふうに理解したらいいのかなと思っておりますが、以下と以上が反対じゃないかなと私、単純にそういうふうに思ったんですけれど。第1級の障害を受けて、500万円以下、2,060万円以上。以下と以上が……。違いますかね。

○委員長（武藤哲志委員） 労働災害の第1級から第8級というのがあってですね、その辺で、500万円以下、第1級で500万円以下、2,060万円以上まあ初めて委員からのこういう質疑があって、私も今だかつてこれ具体的な質疑をしたことはありませんが。

例規集の3,991ページに消火活動により殉職者に対する給付金それからその部分ですが、ここの字句の間違ひが出ていますよね。大変申し訳ありませんが、500万円以上、2,060万円以下というふうに例規集に出ていますので、橋本委員から指摘された内容が以上が以下になっているということの間違ひが出ております。暫時休憩をして執行部からの修正を求めたいと思いますのでここで暫時休憩します。

午前11時35分 休憩

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時38分 再開

○委員長（武藤哲志委員） それでは再開いたします。まず条例ではありませんので、この部分については総務部長から。

総務部長。

○総務部長（平島鉄信） 申し訳ありません。議案第20号の中については問題ありませんが、それを説明します説明資料、新旧対照表、旧の別表が一番上の第1級の500万円以下、2,060万円以上となっておりますが、例規集には反対でございまして、500万円以上、2,060万円以下というふうにしなければならないのを印刷ミスをしております。したがいまして、右側も同じようにしておりますので、恐れ入りますけども、資料の方、500万円以下とあるのを以上、第8級までしていただいて、その右の欄は以上とあるところを以下というふうに訂正をお願いしたいと思います。申し訳ありませんでした。

○委員長（武藤哲志委員） ただいま、総務部長の方から新旧対象表の資料の部分、条例上は一部改正については何も問題ないが、本則の現行と改正後の資料説明に誤りがあったということで、以下を以上という形で変更するというのを承認いたします。

ほかには質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（武藤哲志委員） それでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第20号に対して、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（武藤哲志委員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第20号について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

全員挙手です。

したがって、議案第20号につきましては原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午前11時40分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5、議案第23号「平成18年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」

○委員長（武藤哲志委員） 日程第5、議案第23号「平成18年度太宰府市一般会計補正予算（第4号）について」当委員会所管分についてを議題とします。

審査の都合上、歳出から審査を行いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（武藤哲志委員） 異議なしと認めます。

それでは、補正予算書の20、21ページをお開きください。

2款1項1目、これはその他の財源の組替え、諸収入を組替えておりまして、財源更正になっております。これに対する委員からの質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(武藤哲志委員) それでは、2目の財政調整資金積立金、やはり諸収入6,871万2千円が財政調整資金積立金に積立てられておりますので財政課財務係長からの簡単な説明を求めます。

財政課財務係長。

○財政課財務係長(平田良富) 財政調整資金積立金につきましては、今回、職員互助会シニアプランの脱会に伴う市から出ておりました分の返還金を今回財政調整資金の方に積立てております。

以上でございます。

○委員長(武藤哲志委員) 今、財政課財務係長から説明がありましたが、委員から。

私も予算審査資料要求しておりまして、互助会に対する新聞報道が出されておりました、全県下、互助会の支給関係ですが、こんな大きな金額、これ全額ですか。

総務課長。

○総務課長(松島健二) このシニアプラン共済事業につきましては、太宰府市の方では平成5年の10月に福岡県の福祉協会の方に太宰府市の互助会として加入をいたしておりました。負担といたしましては市の負担が1,000分の5、職員の負担分が1,000分の5でございました。併せて1,000分の10でございます。この問題につきましては平成16年に大阪府吹田市の互助会に対しまして請求控訴事件が起こっております。大阪高裁の判決では先ほど言いました平成16年の2月になりますが、退職年金については共済制度として実施することを求めており、退会給付金によって退職年金を保管することは予定されてない等といたしまして互助会側が敗訴いたしております。そういったことを受けまして福岡県の福祉協会におきましてはこの福岡県の福祉協会が受けた判決ではないけれども、事業の内容が退職金の上乗せといったことで類似していることもあるという判断をされまして、平成16年度をもってこの事業の廃止が行われております。これを受けまして本市としましても平成18年に協会から市の互助会に返還を受けまして、同年の9月に6,871万2千円ですね、これを市の方に返還いたしたという状況でございます。

○委員長(武藤哲志委員) これを財政調整資金積立てに充てたということですね。

総務課長。

○総務課長(松島健二) はい、委員長そのとおりです。

○委員長(武藤哲志委員) ただいま総務課長から説明を受けました。

委員から2款1項9目についての質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(武藤哲志委員) それでは進みます。

28ページをお開きいただきたいと思います。

まず9款1項3目、消防施設費、公有財産購入費として、これは以前も論議されていたと思いますが。看護学校跡地関係なのか、それとも消防格納庫用地という形で370万4千円挙がっていますので。

総務課消防・防災担当課長。

○総務課消防・防災担当課長（武藤三郎） 9款消防費、消防施設費、消防施設関係費でございますが、370万4千円。これにつきましては佐野土地区画整理事業区域内にあります保留地の処分につきまして、第2分団第7部の大佐野消防団の格納庫の用地を確保するため今回保留地18.6坪を格納庫用地として購入するものであります。

以上でございます。

○委員長（武藤哲志委員） 今、大佐野の消防団消防車格納庫用地として購入という説明がありました。

委員から質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（武藤哲志委員） それでは10款2項2目、要・準要保護児童関係費について20節扶助費、学校教育課長から説明を受けたいと思います。

学校教育課長。

○学校教育課長（花田正信） 今回の追加補正につきましては、当初からの申請者、対象者が増えたこと等によりまして、当初見込んでおりました扶助費に不足が生じるため追加補正をするものでございます。

○委員長（武藤哲志委員） 説明を受けました。委員から質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（武藤哲志委員） それでは10款5項7目、減額が出ておりますので、文化財課長から説明を受けたいと思います。

文化財課長。

○文化財課長（齊藤廣之） 細目の351、原因者負担分文化財調査事業関連費、2,100万円の減額をさせていただきます。減額理由は発掘調査の執行残及び入札減によるものです。賃金の1,000万円の減額は発掘調査作業員の減額です。延べ人数1,562.5人分を減額しております。印刷製本費200万円の減額はフィルムの現像及び大型コピー代等でございます。次に図化撮影委託料300万円の減額につきましては航空測量の図化委託等でございます。次に機械器具等借上料600万円の減額はユンボ、ポンプ等の借上を減額するものです。

以上です。

○委員長（武藤哲志委員） 文化財課長から説明を受けました。この減額について各委員から質疑はありませんか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 今、理由の中に入札制度の変更等によつての減額というような内容があつたような気がしたんですけど、具体的にそれはあつたんですか。

○委員長（武藤哲志委員） 文化財課長。

○文化財課長（齊藤廣之） 入札制度ではなくて、入札を実施して減額したということでございます。

○委員長（武藤哲志委員） 他に委員から。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（武藤哲志委員） それでは10款6項1目、積立金19万円については社会教育課長から説明を受けたいと思います。

社会教育課長。

○社会教育課長（松田満男） 25節の積立金でございますが、総合運動公園整備事業基金積立金の内訳といたしまして、基金利子の分が7万4千円、基金運用益11万6千円、合計の19万円の積立金でございます。

以上です。

○委員長（武藤哲志委員） 社会教育課長から説明がありました。これに対する委員からの質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（武藤哲志委員） それでは進みます。11款3項文化財施設災害復旧費ですが、まず歳入の19ページをお開きいただきたいと思います。ここに文化施設災害復旧事業債の110万円のうち、80万円が減額になっておりまして、市債の減額となっております、説明の省略を行います。

それでは12款1項2目の公債費、700万円の減額については財政課財務係長から説明を受けたいと思います。

財政課財務係長。

○財政課財務係長（平田良富） 公債費、公債償還利子の減額700万円につきましては、平成17年度公債費の借入れにつきましては借入利率が当初見込んでおりましたものより低く収まったということで700万円の減額になっております。

以上です。

○委員長（武藤哲志委員） ただいま、利率が低くなったために700万円の減額が出てきたと説明を受けました。

委員からの質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（武藤哲志委員） それでは歳出全般について再度質疑がありましたら、所管分について許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（武藤哲志委員） それでは歳入審査に入ります。まず12ページをお開きいただきたいと思ひます。

1款8項1目、歴史と文化の環境税について、現年課税分として出ておりますので、税務課長から説明を受けたいと思ひます。

税務課長。

○税務課長（古野洋敏） 歴史と文化の環境税については当初5,100万1千円計上してはいたしただけども、1,400万円補正するものでございます。主な理由といたしましては、皆様も御存知と思ひますけど、九州国立博物館の開館に伴う来訪者増が主な要因でございます。最終的に6,500万1千円になる見込みでございます。

以上です。

○委員長（武藤哲志委員） 現在のところ1,400万円を追加して6,500万1千円ということで、国立博物館、先日の新聞では300万人の入場者があったということで、この曲水の宴の関係でも相当渋滞が続いていますが、まだ補正が見込まれるかどうか、まだ年度末まで期間がありますが、見込みとしてはまだ考えられますか。

税務課長。

○税務課長（古野洋敏） 見込みとしては基本的に歴史と文化の環境税につきましては大体これが最終的になると思ひます。申告の関係がございますので、2月以降については、来年度の予算計上になりますので大体6,500万円程度が最終的な金額になる予定でございます。

以上でございます。

○委員長（武藤哲志委員） ただいま税務課長から歴史と文化の環境税については今年度補正として上がって6,500万1千円という部分の説明がありました。委員から基金条例も兼ねた審議がなされていますが、委員から質疑がありましたら許可します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（武藤哲志委員） それでは進みます。

12款2項4目については先ほど文化財課長から具体的な説明があった金額と歳入歳出の関係で出されておりますので省略をいたします。

それでは14ページの16款1項1目財産貸付収入について、いきいき情報センター貸付料については財政課管財係長から説明を受けたいと思ひます。

財政課管財係長。

○財政課管財係長（伊藤勝義） 説明させていただきます。961万2千円の補正ということでございます。これはいきいき情報センターに入っています店舗、現在、株式会社マミーズが入っていますけども、その家賃を平成18年4月から一坪4千円ということでの契約をさせていただいております。その貸付料収入の増によるものでございます。

以上です。

○委員長（武藤哲志委員） 今、財政課管財係長から財産貸付収入についてマミーズへの賃貸しの

部分についての説明がありました。

委員から質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(武藤哲志委員) それでは同じく、16款1項2目の利子及び配当金について所管分として社会教育課の部分がありますので、社会教育課長から説明を受けたいと思います。

社会教育課長。

○社会教育課長(松田満男) 先ほど歳出の方でも出ておりましたけども、総合運動公園整備事業基金利子が7万4千円、総合運動公園整備事業基金の運用益が11万6千円ということでございます。

○委員長(武藤哲志委員) ただいま、利子としてはこの中には4項目ありますが、所管分としては、総合運動公園整備事業基金の利子7万4千円と総合運動公園整備事業基金の運用益の11万6千円が所管分としての審査項目です。

委員からの質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(武藤哲志委員) それでは18款1項1目基金繰入金の6節3,750万円が減額になっておりますので、その基金の減額について財政課財務係長から説明を受けたいと思います。

財政課財務係長。

○財政課財務係長(平田良富) 財政調整資金の繰入金でマイナスの3,750万円計上させていただいておりますけども、これにつきましては今度の補正におきまして概ね200万円以上の執行残、確定分について審査いたしまして、今回の補正に計上させていただいております。その関係での繰戻し分ということになります。先ほど歳出の方でも積立金6,000万円ほどございましたけども、合わせまして平成18年度取崩し予定が1億2千万円ほど予算計上しておったわけですけど、この3,750万円と6,800万円の積立金を引きますと取崩しは1,300万円程度になりそうです。

以上です。

○委員長(武藤哲志委員) ただいま、財政調整資金の取崩しについては当初1億2千万円を予定しておりましたが、先ほどの歳出と歳入の部分を含めて、1,300万円くらいの取崩しでという説明が財政課財務係長の方からありました。

委員から質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(武藤哲志委員) それでは20款5項1目の総務費雑入の関係について所管分のみを総務課長からまず説明を受けたいと思います。

総務課長。

○総務課長(松島健二) 主なものとしたしましては、先ほど歳出の方でご説明申し上げましたように、福岡県の福祉協会からの戻し入れ金でございます。6,871万2千円・・・

○委員長（武藤哲志委員） 6,871万2千円ということですね。

総務課長。

○総務課長（松島健二） はいそうです。

○委員長（武藤哲志委員） まずこの7,952万8千円のうち6,871万2千円が総務文教常任委員会の所管で、他の部分については総務費の雑入になっておりますが、1,096万6千円は他の所管の雑入となりますので審査ができませんのでご了承いただきたいと思います。

それから18ページに戻りますが文教施設災害復旧関係費については先ほどの市債の部分です。

それでは、歳入全般についてありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（武藤哲志委員） それでは、6ページをお開きいただきたいと思います。所管分として第2表の繰越明許費の散策路整備文化財調査事業としての繰越が130万円出されておりますので、文化財課長から説明を受けたいと思います。

文化財課長。

○文化財課長（齊藤廣之） 平成18年度におきまして散策路整備事業の発掘調査の後に整理報告書というのを作成するわけですが、その整理報告書の印刷を予定しておりましたけども、出土遺物が多く多量に出まして、その整理期間に時間を要しまして、この印刷業務につきましては翌年度に繰越をさせていただきたいということで計上させていただいております。

よろしく願いいたします。

○委員長（武藤哲志委員） ただいま説明がありました。委員から質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（武藤哲志委員） それでは、第4表については先ほど80万円の現年発生単独災害復旧事業債の中の110万円のうちの80万円が減額ということで歳出の部分、それから歳入の部分で説明があつておりましたので省略をいたします。

再度、第2表、第4表質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（武藤哲志委員） それでは、これで質疑を終わります。

これから討論を行いたいと思います。

議案第23号の当委員会所管分について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（武藤哲志委員） これで討論を終ります。

採決を行います。

議案第23号の当委員会所管分を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

全員挙手です。

したがって、議案第23号の当委員会所管分につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

〈原案可決 賛成6名、反対0名 午後0時02分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第6 請願第5号 少人数学級に関する請願**

○委員長（武藤哲志委員） 日程第6、請願第5号「少人数学級に関する請願」についてを議題とします。この請願は昨年12月議会で継続審査となっていた請願です。

なお、この少人数学級に関する請願については委員として、渡邊委員、片井委員がこの委員会に所属をされております。再度紹介議員の方から趣旨についての説明がありましたら許可します。

（なし）

○委員長（武藤哲志委員） それでは、紹介議員からの意見はありませんが、この請願に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（武藤哲志委員） それでは質疑を終ります。

討論を行います。

討論はありませんか。

渡邊委員。

○委員（渡邊美穂委員） 私はこの請願の紹介議員の一人になっておりまして、現実、お隣の筑紫野市におきましてももう少人数学級制に取り組んでおりますし、志免町におきましても少人数指導制にすでに取り組んでおります。こういった義務教育の中で教育格差が出てくるのは私は非常に好ましくないというふうに考えております。そういった意味も含み置きいただいて太宰府市が一刻も早くこういった制度に取り組めるといふ部分も含めて是非ご賛同いただければというふうに思っております。

○委員長（武藤哲志委員） 他に討論はありませんか。

小柳委員。

○委員（小柳道枝委員） 前回12月議会で継続審査とさせていただいた理由といたしまして、太宰府市の予算面が第一にあると思います。それと同時にこの35人学級だけにこだわらず教育問題に関して、太宰府市そのものが基本的に抜本的に教育を見直してほしい点の一つございます。それと同時に太宰府市には無限に温度差がありまして、学校によっては20数名というところがございます。そういうところも含めまして、大きな市町村におきましては例えば全市を広域に見まして通級という学校が選べるというところもございまして、抜本的にもう少し教育問題に関しては市当局として基本的な考えを求めていきたいのと、これからも調査研究を行っていきたく思いますので基本的には35人学級に対しましては賛成ではございますが、今回のこの請願の採択には反対といたします。

○委員長（武藤哲志委員） それでは他に討論はありませんか。

片井委員。

○委員（片井智鶴枝委員） 今回の請願は小学校低学年、中学校低学年のみの少人数学級の実現を求める請願でありますので、この小学校、中学校の低学年につきましては大変学校側としましてもその対応とかに苦慮するところがありますので、私は賛成討論といたします。

○委員長（武藤哲志委員） ただいま賛成討論お二人、反対討論お一人ですが、他に討論はありませんか。

橋本委員。

○委員（橋本健委員） 私は反対の方から討論させていただきますけど、確かに少人数学級というのはいい請願だとは思いますが、太宰府市で抱えている教育課題、たくさんあろうかと思うんですね、予算も限られていますし、やっぱりこの35人学級を優先させるべきなのか、それとも今、不登校がかなり出ていますけれども、つばさ学級で復学を懸命に努力されている先生がいらっしゃる。そこでやはり心理カウンセラーの方がぜひ一人いれば、もっともっと復学ができるという考えを持っていらっしゃる方もいらっしゃるし、それから障害を持つ子供たちの学級、これに教員の加配、教員を増やしたらどうかという問題もありますし、いろんな教育現場で、或いは中学校のスクールカウンセラーなんかも増員したらどうかとか、教育全般におけるいろんな課題があると思うんですね、その課題の中で何を優先させたらいいかということをやっぴりまず考えていくべきではないかなと思っています。そういう立場から今回の少人数学級に関してはもうちょっと検討していただいて何を優先させていくべきかということを考えていただきたいということでございます。

○委員長（武藤哲志委員） それでは、賛成討論お二人、反対討論お二人ありました。

他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（武藤哲志委員） これで討論を終ります。

採決を行います。

請願第5号を採択することに賛成の方は挙手を願います。

（少数挙手）

少数挙手です。

したがって、請願第5号は不採択すべきものと決定いたしました。

〈不採択 賛成2名、反対4名 午後0時10分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

以上で本日当委員会に審査付託されました案件の審査はすべて終了しました。

ここでお諮りします。

本会議における委員会の審査内容と結果の報告については、委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

したがって、本日の委員会の審査内容と結果の報告につきましては委員長に一任とすることに決定しました。

これをもちまして総務文教常任委員会を閉会いたします。

午後0時10分 閉会

~~~~~ ○ ~~~~~

太宰府市議会委員会条例第27条により上記のとおり総務文教常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成19年4月12日

総務文教常任委員会 委員長 武藤 哲志